

第1回門真市第6次総合計画改訂支援業務委託事業者選定委員会 議事録

- 1 開催日時 令和6年2月9日（金） 12時00分から12時20分まで
- 2 開催場所 門真市役所本館2階 大会議室
- 3 出席者 （委員）大矢委員長、宮口副委員長、水野委員、吉井委員、南野委員
良委員、溝口委員、鈴木委員
（事務局）企画財政部企画課（船木課長、濱岡主査、牧野主査）
- 4 案件 （1）会議の公開・非公開について
（2）第6次総合計画改訂支援業務委託に係るプロポーザルの参加者募集
内容について
（3）今後のスケジュールについて
- 5 担当部署 （担当課名）企画財政部 企画課
（電話）06-6902-5572（直通）
- 6 内 容

【事務局】

定刻となりましたので、第1回門真市第6次総合計画改訂支援業務委託事業者選定委員会を始めさせていただきます。

本日はご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。企画課長の船木でございます。

本日は、委員8名中、8名が出席しておりますので、門真市第6次総合計画改訂支援業務委託事業者選定委員会設置要領第5条第2項の規定により本委員会が成立していることをご報告いたします。

また、同設置要領第3条第2項の規定に基づき、委員長は大矢企画財政部長に、副委員長は宮口総務部長にお願いいたします。

まず、本日の資料につきましては、

- ・資料1 「門真市第6次総合計画改訂支援業務委託事業者選定委員会委員名簿」
- ・資料2 「審議会等の会議の公開に関する指針」
- ・資料3 「門真市情報公開条例」
- ・資料4 「門真市プロポーザル方式実施要領」
- ・資料5 「門真市第6次総合計画改訂支援業務委託募集要領（案）」
- ・資料6 「門真市第6次総合計画改訂支援業務委託仕様書（案）」
- ・資料7 「企画提案書作成要領（案）」
- ・資料8 「門真市第6次総合計画改訂支援業務委託事業者選定委員会評価基準（案）」

の8点がございますが、メールにてお知らせしましたとおり、DocuShareに格納しておりますので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。

次に、委員の紹介ですが、本委員会は市職員のみで構成されているため、資料1の委員名簿をもって代えさせていただきます。

それでは、ここからの議事進行は委員長にお願いいたします。

【委員長】

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第の1、「会議の公開・非公開等について」、事務局から説明をお願いします。

<会議の公開・非公開について>

【事務局】

それではご説明いたします。

資料2、資料3をご準備ください。

本市では、資料2の「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は原則として公開するものとしておりますが、資料3の「門真市情報公開条例」第6条の各号に該当する場合などは、公開しないことができるとされております。

本委員会では、現在のところ2回の委員会開催を予定していますが、まず、第1回の本日は、委託事業者を選定するための仕様や要領についてご審議いただく予定であり、「門真市情報公開条例」第6条第5号に定める、「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報」が含まれます。

また、第2回は、プレゼンテーション審査を行う予定であり、プロポーザル参加事業者がそれぞれの提案を発表するため、「門真市情報公開条例」第6条第2号に定める、「開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他相当な利益を害するおそれのある情報」が含まれる可能性がございますので、事務局としましては、会議は非公開とすることが妥当ではないかと考えております。

次に、会議録につきましては、市ホームページで公開いたしますが、本日の会議録につきましては、募集内容に関する内容が含まれるため、公募の開始後に公開する予定でございます。

また、第2回の会議録は、会議の非公開と同様の理由により、プレゼンテーション審査の部分を記載せずに公開することを考えております。

これらの対応でよろしいか、ご審議いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま、会議の公開・非公開等について説明がありましたが、事務局からは、会議は非公開とし、会議録については、事業者を選定する際のプレゼンテーション審査の部分は記載せず、それ以外の部分のみで公開することが提案されました。

みなさまからご意見やご質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、会議の公開・非公開及び会議録の取扱いについては事務局の提案どおりとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、会議は非公開とし、会議録についてはプレゼンテーション審査の内容を記載せずに公開することといたします。

続いて、次第の2「門真市第6次総合計画改訂支援業務委託に係るプロポーザルの参加者募集内容について」事務局から説明をお願いします。

<第6次総合計画改訂支援業務委託に係るプロポーザルの参加者募集内容について>

【事務局】

それではご説明いたします。

まず、資料4の門真市プロポーザル方式実施要領をご覧ください。

この要領は、本市でプロポーザル方式を実施する際に必要な事項を定めたもので、この選定委員会で審議し、決定する事項として、第5条で募集要件や指名要件等、第6条で評価基準が挙げられています。

これらの事項は、募集要領や仕様書等に記載していますので、資料5から資料8により説明いたします

まず、第5条第1号の公募型又は指名型の採用に関することです。

資料5の募集要領の始めの文章をご覧ください。

本件は多くの事業者からの提案を受けるため、公募型の採用を考えております。

次に、5条第2号の業務名、業務内容、履行期限及び履行場所に関することです。

募集要領の2の業務概要をご覧ください。

委託名は門真市第6次総合計画改訂支援業務委託、委託期間は契約締結日から令和7年3月31日まで、実施場所は門真市企画課が指定する場所としています。

委託内容については、資料6の仕様書をご覧ください。

まず、4.の現総合計画の改訂範囲についてですが、基本構想については、社会経済情勢及び経年変化により、各種データの更新を行うとともに、「デジタル社会の推進」や「脱炭素社会への社会的要請」など、改訂に向けて捉える視点の増補を行うこととしており、各種更新データについては、「地域の未来予測」として整理することとしております。

基本計画についても、基本構想と同様に各種データの更新を行うとともに、改訂に向けて捉える視点の増補を行い、基本計画総論については、門真市デジタル田園都市国家構想総合戦略を包含した内容に更新することとしております。

また、基本計画各論の「施策の成果を測る指標」について、必要に応じて内容及び目標値の修正を行うとしております。

続いて、5.の業務委託内容ですが、受注者が携わる業務内容を記載しております。

まず、(1)の業務計画書の作成では、委託期間における業務計画書を作成することとしております。

次に、(2)の協議記録の作成・報告では、本市との打ち合わせの都度、協議記録を作成・報告することとしております。

次に、(3)の各種基礎調査の実施では、本市の現状把握、課題整理をするとともに、計画改訂において必要となる人口推計等、本市の基礎的データを収集・整理し、国や大阪府、類似・近隣自治体との比較等を実施することとしております。

次に、(4)の市民意識調査の実施支援では、現総合計画の「施策の成果を測る指標」のうち、市民意識を指標としているものについて、市民アンケート調査の実施を支援し、調査結果を集計・分析の上、報告書を作成することとしております。

次に、(5)の総合計画の改訂支援では、各種基礎調査や市民意識調査の調査分析結果や前期基本計画の進捗状況、総合計画審議会の議論などをふまえながら、素案作成等を実施することとしております。

次に、(6)の各種会議等の運営支援では、総合計画審議会や庁内会議の運営支援等を行うこととしております。

なお、庁内会議とは、門真市総合計画策定委員会及び門真市総合計画策定委員会専門部会を想定しております。

次に、(7)のパブリックコメントの実施支援では、市が実施するパブリックコメントで使用する計画書案の提供やパブリックコメントの意見への対応について支援することとしております。

次に、(8)の総合計画改訂版の冊子作成では、作成した計画改訂版のレイアウトやデザインを提案・調整し、計画書としての体裁を整えるとともに、計画内容を抜粋した概要版を作成することとしております。

以上が、仕様書に定める業務内容となります。

次に、資料4の第5条第3号の提案限度価格及びその価格公表の有無その他金額に係る条件に関することです。

募集要領の2の(5)をご覧ください。

提案限度価格は税抜きで8,500,000円としており、令和6年度の予算額から消費税等を差し引いた金額としております。

また、今回の募集では限られた価格の中で、計画策定のため提供可能な独自の提案をいただきたいと考えているため、提案限度価格は公表する方向で考えております。

次に、第5条第4号の第9条第1項第7号の規定に基づく参加資格及び指名要件に関することですが、特に追加しておりません。

また、今回は公募型での募集を予定しているため、第9条第1項第1号に記載されている門真市の入札参加資格者名簿に登録している者であることは参加資格としておりません。

次に第5条第5号の提案者を評価するための評価基準及び評価方法に関すること、第11号の評価が同点となった場合の措置に関すること、第6条の評価基準を合わせてご説明します。

資料8の評価基準をご準備ください。

まず2ページ目の評価基準表をご覧ください。

評価項目について、基本項目が「仕様書との整合性」、「受託実績」、「実現性・有効性」、「人員体制」の4項目、企画提案項目が「現状認識」、「情報収集・分析能力」、「市民意識調査」、「改訂支援」、「冊子作成」の5項目、その他、独自提案等項目が「個人情報保護」、「独自提案」の2項目、全部で11項目となります。

配点は基本項目の「仕様書との整合性」「受託実績」、企画提案項目の「冊子作成」、その他、独自提案等項目の「独自提案」の4項目が5点満点で、それ以外の項目は10点満点としております。

なお、企画提案書はこれらの項目に沿い、作成することとしており、詳細は資料7の企画提案書作成要領で示す予定です。

次に2の選定方法をご覧ください

先ほどの評価項目のうち、委員のみなさまに評価いただくのは企画提案項目となります。

基本項目の受注実績は、事務局が提案者から提出された業務実績調書等により点数を定めます。

選定は提案者を匿名として行うため、すべての提案者の審査が終了するまで委員に提案者の情報は示さないこととしております。

受注候補者として選定するのは、選定に参加した委員の提案評価点を合計した点数が、最も高い提案者とします。

なお、合計点数が、委員全員が満点を付けた場合の6割に満たない場合は受注候補者としません。

また、合計点が最も高い提案者が2者以上あるときは、次の順に基づき受注候補者を決定することとしております。

まず、「企画提案項目」における得点が高い者、次に、「その他、独自提案等項目」における得点が高い者を受注候補者といたします。

それでもなお同点の場合は、提案価格が低い者を受注候補者と選定いたします。

評価点の算出についてですが、各項目は5段階で評価するものとしており、配点が10点満点の項目の場合、非常に優れた提案が10点、優れた提案が8点、標準的な提案が6点、やや低い水準の提案が4点、低い水準の提案が2点としております。

配点が5点満点の項目の場合、非常に優れた提案が5点、優れた提案が4点、標準的な提案が3点、やや低い水準の提案が2点、低い水準の提案が1点としております。

なお、基本項目の点数については、事務局で事前に記入させていただく予定としております。

次に、第5条第6号の価格評価を評価項目に含める妥当性に関することですが、今回は価格を評価項目としておりません。

次に、第5条第7号の提案書の提出期限、提出場所及び提出方法に関することです。

募集要領の4の参加手続をご覧ください。

提出期限は令和6年3月14日、提出場所は門真市企画財政部企画課、提出方法は持参又は郵送としております。

次に、第5条第8号の参加説明会を開催するときはその内容に関するのですが、今回、参加説明会は実施しない予定です。

次に、第5条第9号のヒアリング及びプレゼンテーションの有無、ヒアリング等を行う場合の予定日その他ヒアリング等に係る事項に関する事です。

募集要領の6の評価方法等をご覧ください。

まず、ヒアリング等は実施します。

実施予定日は令和6年3月21日です。その他ヒアリング等に係る事項としては、審査方法はプレゼンテーション及び質疑応答、時間はプレゼンが20分、質疑応答は10～20分程度としており、説明資料は事前に提出した企画提案書のみとしております。

その他の注意事項や失格となる者についてもあわせて記載しております。

次に、第5条第10号の審査内容の疑義照会に関する事です。疑義照会があった場合は第15条第9項に基づき回答することとします。

次に、第5条第11号は先ほど説明いたしましたので、第12号の募集から提案の採否決定までのスケジュールに関する事です。

募集要領の最後のページに今後のスケジュールを記載しておりますのでご覧ください。

現時点の予定ですが、2月14日に公募開始、2月29日に質問締切、3月6日に質問への回答を公表、3月14日に参加申込、企画提案書提出の締切、3月18日に参加資格確認結果通知の送付、3月21日にプレゼンテーション審査を実施する予定です。

最後に、第5条第13号の前各号に掲げるもののほか、選定委員会が必要と認める事項に関する事は、審議の中で必要に応じ挙げていただければと思います。

説明は以上でございます。

【委員長】

事務局より、委託事業者を公募する際に選定委員会で審議すべき事項について説明がありました。みなさまからご意見やご質問等はございますか。

【委員】

基本構想と基本計画の総論がほとんどかぶってるので、それってどうなのかなと思うんですけど、階層別に分かれている計画だから、基本構想と基本計画のレベルが一緒っていうのはちょっとおかしいと思うので、日にちがないんですけど、ちょっとだけ考えてもらった方がいいのかなと思います。

それから、本市の現状のところは、データの把握みたいな感じの書きぶりに見えちゃうんですけど、それプラス全庁が作っている各課の持っている計画を全部把握してもらって、施策がちゃんと進んでいるかどうかというところを踏まえた現状把握にしてもらわないといけないなと思うので、その辺なんかちょっと書きぶりがいいかなと思います。

【委員長】

他に、ご意見等はございませんか。

【委員】

人口推計を求めていく中で、まちづくりの状況、あのあたりもふまえてくださいねというイメージで進めていくのですか。

【事務局】

先日、国立社会保障・人口問題研究所が新しい人口推計データを出していますので、それを基に、あとはまちづくりの状況を踏まえて出してくださいということでお願いはしようと思っています。

【委員】

門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の中でも、人口推計を算出する予定で、そことの開きが出てはよくないので。

【事務局】

いちおう国の方でも、令和6年度に人口の推計みたいなもの、市でいう人口ビジョンみたいなものを中頃までには作るというふうに言っていますので、そういうのも見ながら、本市の状況も踏まえた人口推計を出していきたいと考えております。

【委員長】

他に、ご意見等はございませんか。

【委員】

いまの第6次総合計画の策定時も、今回と同じようにプロポーザル方式で業者選定をされたのですか。

【事務局】

はい。そうでございます。

【委員長】

委員のご意見等ありましたが、基本構想と基本計画について、新たな新規策定ではなく中間見直しというところで、どのように整理するかということもありますが、そのような点も踏まえて内部で検討した上で、何かご返答していただきたいと思います。

基本的には今示されている募集要領に何か修正しなければいけない点があれば調整いただきたいと思います。

【事務局】

承知いたしました。

【委員長】

続いて、次第の3「今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

<今後のスケジュールについて>

【事務局】

今後の予定については先ほどの説明と重複しますが、2月14日に公募開始、3月14日に参加申込、企画提案書提出の締切、3月18日に参加資格確認結果通知の送付、3月21日にプレゼンテーション審査の実施となります。

委員のみなさまには随時状況の報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま、事務局より今後のスケジュールについて説明がありましたが、みなさまからご意見・ご質問はございませんでしょうか。

【委員】

プレゼンテーション審査を行う3月21日は本会議があり、議会終了後に予定されていると思うが、エントリー数次第では、21日だけでは審査の時間が確保できないことも考えられるが、その点どうでしょうか。

【事務局】

また委員のみなさまの予定を見させていただいて、予備日を設けることとします。

【委員長】

他に、質問等はありませんか。

それでは他に質問等ないようですので、本日の議事はすべて終了という形になりますが、全般通してよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はすべて終了しましたので、これを持ちまして第1回の選定委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

(終了)